## 令和元年度(平成 31 年度)第 7 回 愛南町定例農業委員会議事録

	<u> </u>							
招集年月日	令和元年 10 月 25 日(金) 午後 4 時 00 分~午後 4 時 50 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
	議席 番号	農氏	業 委 員 名	出欠 の別	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別
出席委員	1	和喜	田 重則	出	8	土居 尚行		出
<u>14 名</u>	2 畑田 藤志郎			出	9	河野 仁		出
	3	岡添 蔦代		出	10	西﨑 .梅一		出
欠席委員	4	4 孝野 覚		出	11	尾﨑 春夫		出
<u>0名</u>	5	5 ДП		出	12	田中 定嘉		出
	6	西口 孝		出	13	谷口 八千代		出
	7	太	田 憲男	出	14	浜田 暁		出
議事録署名人	7 太田 憲男				8	土居 尚行		
職務のため 総会に出席 した者の氏名	職名		氏名		職의	職名    氏名		:名
	推進委員		髙平 幸和		推進委員		澤近	澤近 英治
推進委員	推進委員		中西 一夫					
3名								
事務局職員								
2名	事務局長		吉村 克己		課長補佐		加洲 能子	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第5号 農用地利用配分計画案に関する意見について							

## 令和元年度(平成31年度)第7回愛南町定例農業委員会次第

事務局

只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第7回定例総会を 開会致します。

議長(会長)

(会長挨拶)

事務局

それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。

議長(会長)

それでは、これより本日の会議を開きます。

出席委員は14名中14名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、7番、 太田 憲男委員と8番、土居 尚行委員を指名致します。

それでは、日程第三、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と 致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。

受付番号 11 番、脇本 595 番、地目・面積は田・449 ㎡で 3 条無償移転でございます。経営面積は 37.2aでございます。

受付番号 12番、御荘深泥 155番 3、地目・面積は畑・19,296 ㎡で 3条無償移転でございます。経営面積は 5.4aでございます。

受付番号 13 番、城辺甲 2813 番 1、地目・面積は田・448 ㎡で 3 条有償移転でございます。経営面積は 69.8aでございます。

以上3件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。11番お願い致します。

委員

現状、申請地の右側に道が通っておりまして、道を挟んだところに譲受人の

家があります。家を建てるときに、前の道路から土砂を田んぼに落として埋めたような形になっておりますが、もうすでに、ご自分で接ぎ木をしたりして果樹を、主にびわ・梅・柿を植え、現状は畑になっておりました。名義を変える申請となっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に、地元委員さんが欠席により、事務局からご報告を受けたいと思います。12番お願い致します。

事務局

申請地は、深泥地区の集落の南側で、旧西海有料道路そばの樹園地です。譲渡人と譲受人は親子で、果樹の栽培をされています。譲受人であります息子さんに、経営を分割して独立させたいため、本申請にいたしました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に13番お願い致します。

委員

所有権の移転となります。譲受人と譲渡人はご近所です。現在持っておられる譲渡人は高齢で、最近退職して事業を拡大している譲渡人に譲って、こ

の方は水稲をするようです。譲受人は現在も農業をしていて、機器類、ご自分の稼働など、全て問題は無いと思われます。また本人も、地域の保全隊等で活動しておりまして、特に問題ないと思われます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 28 番、一本松 88 番 3 外 1 筆、地目・面積は畑・413 ㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。

受付番号 29 番、城辺乙 844 番 5、地目・面積は畑・198 ㎡でございます。 転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域 内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断さ れます。

以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。28番お願い致します。 委員

譲渡人は大工で農業は一切やっておりません。現状も10年以上更地状態で、使っておりません。譲受人は理容店をやっております。ここは宅地で、店を開く予定はないそうです。地図は分かりにくいと思うのですが、国道56号線の南側になります。現状としては、採石して、この前水道を引いたところです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

次に29番お願い致します。

委員

所有権の移転になります。この畑は、病院から団地の方にあがってスーパーに行く四つ角です。現在は畑も作っておらなくて、一般の個人住宅を作るということで申請が出ました。この近くは一部畑になっておりますが、家を建てるにはいい所かなと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

次に、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を 議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明

させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号4番、小山511番、地目・面積は田・1,794㎡でございます。

受付番号 5番、小山 508番、地目・面積は田・1,412㎡でございます。いずれの場所も、東小山集会所の西、直線距離で700mほど離れたあたりになります。

いずれの対象地も調査年月日は令和元年9月20日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、 荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧いただきますと、いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地の復旧は困難であり、今後の農地としての活用は見込まれないものと思われます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上2件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員

太陽光になるの?

議長(会長)

まわりは太陽光を多く建設しているところではあります。

委員

東小山はほとんど耕作していない。ポンプが使えんなっとる。

委員

日当たりはいい。

議長(会長)

他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。

次に議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 91 番は再設定で、御荘菊川 3345 番 1、地目・面積は畑・458 ㎡、使用貸借で生産物は養鶏、期間は 10 年でございます。

受付番号 92 番は再設定で、御荘平城 3343 番外 4 筆、地目・面積は畑・3,817 ㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号93番は再設定で、御荘平城3984番1外1筆、地目・面積は田・ 1,454 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号 94 番は再設定で、城辺甲 3770 番外 1 筆、地目・面積は田・ 3,052 ㎡、賃貸借で生産物はねぎ、期間は 10 年でございます。

受付番号 95 番は再設定で、城辺甲 3759 番外 10 筆、地目・面積は田・ 8,325.86 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 96 番は再設定で、城辺甲 3796 番、地目・面積は田・1,336 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 97 番は再設定で、増田 4337 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・ 2,155 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 98 番は再設定で、広見 4343 番、地目・面積は田・987 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 99 番は再設定で、増田 4344 番外 3 筆、地目・面積は田・5,646 ㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 100 番は再設定で、中川 2213 番 1、地目・面積は田・2,399 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 101 番は再設定で、御荘菊川 1494 番 1、地目・面積は田・3,359 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 102 番は新規で、御荘平山 212 番外 1 筆、地目・面積は畑・1,744 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は3年でございます。

受付番号103番は新規で、御荘和口244番1、地目・面積は田・1,808㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は15年でございます。

受付番号 104 番は新規で、増田 1884 番、地目・面積は畑・709 ㎡、賃貸借で生産物は柿、期間は 10 年でございます。

受付番号 105 番は新規で、増田 1929 番、地目・面積は畑・1860 ㎡、賃貸借で生産物は柿、期間は 10 年でございます。

受付番号 106 番は新規で、増田 1889 番、地目・面積は畑・772 ㎡、賃貸

借で生産物は柿、期間は10年でございます。

受付番号107番は新規で、増田1885番、地目・面積は畑・1,382㎡、賃貸借で生産物は柿、期間は10年でございます。

受付番号 108 番は新規で、増田 1888 番、地目・面積は畑・488 ㎡、賃貸借で生産物は柿、期間は 10 年でございます。

受付番号 109 番は新規で、御荘平城 4248 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・ 2.180 ㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 110 番は新規で、御荘平城 4020 番外 2 筆、地目・面積は田・3,072 ㎡、賃貸借で生産物は野菜、期間は3年でございます。3年のうち、水稲の裏作の期間であります10月1日から2月28日までの利用。

受付番号 111 番は再設定で、御荘平城 4179 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・2,882 ㎡、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号 112 番は新規で、御荘菊川 2700 番外 1 筆、地目・面積は畑・ 1,812 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。

以上22件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろ しくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

委員

104番の借人は、前のは柿を植えとるの?

事務局

植えとると聞いてます。

委員

年貢は、毎年の金額?

事務局

年間です。

委員

100番の表作は、貸人?裏作だけ?

事務局

そうです。

委員

こういう利用権設定もあるんじゃな。

事務局

確認しました。

議長(会長)

他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

次に議案第 5 号農用地利用配分計画案に関する意見について、を議題と 致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号、農用地利用配分計画案に関する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

本案件につきましては、先ほど利用権設定の受付番号 112 番でご決定をいただきました農地中間管理事業に関する案件です。通常の手続きですと、先ほどの農地利用集積計画の承認後、公告を経て配分計画案を作成し、次回以降の総会にお諮りするところですが平成 27 年 12 月 1 日付の農林水産経営局農地政策課長通知において、「農用地利用配分計画の事務手続きについては、期間の短縮化に努めるとともに、その一例として、農地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画案の意見決定を、同日の農業委員会で行うことも可能である。」との取り扱いから、ご審議をいただくものでございます。なお、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の都道府県知事認可を受けるため、同法第 19 条第 3 項の規定により、愛南町から農業委員会への意見聴取の依頼に基づくものであります。

受付番号1番、御荘菊川2700番外1筆、地目・面積は畑・1,812㎡、使用貸借、期間は4年10ヶ月でございます。

以上、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、私が議案当事者ですので退室をいたします。この間の進行は、職務代理者の山口委員にお願いしたいと思います。

(河野会長退室)

委員

山口です。河野会長が不在の間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。それでは、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

委員

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

委員

ご異議ないものと認め、農業委員会の意見としては、計画案のとおりといたします。ここで進行を交代します。ご協力ありがとうございました。

(河野会長入室)

議長(会長)

その他、事務局お願いします。

事務局

先月の農地利用集積計画(利用権貸借)でご承認いただきました農用地につきまして、申請時に共有持ち分の記載に誤りがありましたので、1件取り消しをいたしましたのでご報告をさせていただきます。

受付番号 88 番、再設定、広見 1476 番 1、田、2,000 ㎡の案件でございます。土地の所有する者の同意は、共有持ち分の 1/2 を超える同意が必要なのですが、今回はその要件を満たしていないことが分かったため、取消しをいたしました。以上です。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長三甲野ろ

議事録署名人

議事録署名人上たってう